

野田市公契約条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第69号

野田市公契約条例施行規則の一部を改正する規則

野田市公契約条例施行規則（平成21年野田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 施設の包括管理に関する契約

第4条第1号ア中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第2号及び第3号」に改め、同号イ中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に改め、同号ウ中「前条第1項第5号」を「前条第1項第6号」に改め、同号エ中「前条第1項第4号、第6号及び第7号」を「前条第1項第1号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市公契約条例施行規則第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される公契約から適用し、同日前に締結した公契約については、なお従前の例による。